

西成区地域福祉計画

2019（平成31）年度～2021（平成33）年度

西成区役所

2019（平成31）年3月

西成区地域福祉計画の概要

P 1

西成区地域福祉計画の考え方

1. 計画の考え方
 - (1) 計画策定の背景と趣旨 P 2
 - (2) 計画の位置づけ P 2
 - (3) 計画期間 P 3
 - (4) 圏域の考え方 P 3
 - (5) 計画の推進・評価の体制 P 4
2. これまでの経緯 P 5
3. 西成区における取り組み経過
 - (1) 西成区地域福祉アクションプランの取り組み P 6
 - (2) 西成区地域支援調整チームの取り組み P 7

地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データなどから見る西成区の現状
 - (1) 西成区の人口 (2) 少子高齢化 P 8
 - (3) 生活保護率 (4) 障がい者手帳所持者数 P 9
 - (5) ホームレス数 (6) 結核患者数 P 10
 - (7) 認知症高齢者などの数 P 11

計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念 「だれもが安心して暮らしつづけられる地域づくり」 P 12
2. 計画の基本目標 P 14
 - 基本目標① 「みんなで支え合う地域づくり」 P 15
 - 基本目標② 「新しい地域包括支援体制の確立」 P 21

具体的な取り組み（重点項目）

P 26

1. 新たな西成区地域福祉推進体制 P 27
2. 地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保 P 30
3. 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化 P 32
4. 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築 P 37

資 料 編

- ◇これまでの主な取り組み集 P 41
- ◇用 語 集 P 59
- ◇資 料 集 P 65

本文中の「取[㊦]」・「注[㊦]」は、
P41 主な取り組み集（□取[㊦]）、P59 用語集（□注[㊦]）
にて、取り組みや用語の説明をおこなっています。

西成区地域福祉計画の概要

計画の考え方

1. 計画の考え方
 - (1) 計画策定の背景と趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画期間
 - (4) 圏域の考え方
 - (5) 計画の推進・評価の体制
2. これまでの経緯
3. 西成区における取り組み経過

地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データなどから見る西成区の現状
 - (1) 人口、世帯数の推移
 - (2) 少子高齢化
 - (3) 生活保護率の推移
 - (4) 障がい者手帳所持者数
 - (5) ホームレス数
 - (6) 結核患者数
 - (7) 認知症高齢者数など

計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念 「だれもが安心して暮らしつづけられる地域づくり」

考え方①「つながり・支え合うことができる地域づくり」

考え方②「すべての区民の権利擁護」

考え方③「安心・安全のまちづくり」

2. 計画の基本目標

□基本目標① 「みんなで支え合う地域づくり」

1. 地域力の再発見（地域力を見直そう）
2. 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
3. 地域における見守り活動の充実
4. 災害時における要援護者への支援

□基本目標② 「新しい地域包括支援体制の確立」

1. 相談支援体制の充実
2. 地域と連携する窓口（かけはし）の充実
3. 権利擁護支援体制の強化

具体的な取り組み（重点項目）

1. 新たな西成区地域福祉推進体制（地域包括ケアシステム）
2. 地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保
3. 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化
4. 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

西成区地域福祉計画の考え方

1. 計画の考え方

(1) 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では少子高齢化や核家族化の急速な進展、就労形態の多様化、こどもの貧困や虐待など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、国においては、それらの課題解決に向け地域住民や地域の多様な主体が『我が事^{注1}』として参画し、人と人、人と地域の福祉資源が世代や分野を超えて『丸ごと^{注1}』つながる「地域共生社会^{注2}」の実現を求めています。

大阪市では、これまでだれもが自分らしく安心して生活していくために、住民や行政が力をあわせて、共に生き共に支え合う「地域福祉」を推進するため「大阪市地域福祉計画^{注3}」を策定し取り組みをすすめてきました。

さらに「市政改革プラン^{注4}」に基づく、「ニア・イズ・ベター^{注5}」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、「大阪市地域福祉推進指針^{注3}」が策定され、各区においては指針に基づき「区地域福祉計画（地域福祉ビジョンなど）」を策定し地域福祉を推進しています。

西成区においては、2006（平成 18）年 3 月に第 1 期・西成区地域福祉アクションプランを策定し、以降第 3 期まで精力的に取り組みをすすめ、2016（平成 28）年 3 月には「大阪市地域福祉推進指針^{注3}」において示された考え方に基づき西成区地域福祉ビジョンを策定しました。また行動計画として第 4 期・アクションプランを策定し取り組みをすすめています。

今後西成区においても「地域共生社会^{注2}」の実現に向けた地域づくりを更に強力に推進する必要がある、新たな西成区地域福祉計画の策定とともに推進体制についても再構築をおこない、だれもが安心して暮らしつづけられる西成区の地域づくりをめざします。

(2) 計画の位置づけ

①大阪市地域福祉基本計画との関係

2018（平成 30）年 3 月に策定された大阪市地域福祉基本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」であり、西成区地域福祉計画を支援する基礎的な計画です。

西成区では、これまで地域の実情や区民ニーズに応じ推進してきた地域福祉の取り組みや、すべての区民、団体、事業者、行政機関などが、おのの取り組みを通じて協力し地域福祉の向上をめざす西成区区地域福祉計画を策定し取り組みをすすめます。

また、本計画では複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している住民への支援をおこなうため、福祉分野の相談支援機関がそれぞれ

の分野を超えて連携する体制の構築と仕組みの定着をはかる取り組みをすすめます。

②関連する計画との関係

区民の関心の高い「防災」「防犯」「健康」「子育て」「地域のつながり」など、西成区地域福祉計画を福祉分野の土台となる計画として、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。

また、これまですすめられてきた高齢者・障がい者・こどもをはじめ、さまざまな分野の取り組みを「拡げていく」「つなげていく」ことで「取り組みと取り組み」「人と人」「人と地域」「地域と施設」のつながりをさらに拡げていきます。

「西成区将来ビジョン^{注6}」では、「こどもが育つ環境の充実」「にぎわいとコミュニティが生まれるまちづくり」「防災・防犯・安全対策」「あいりん地域対策」を4つの柱とし、「未来を担う子どもたちが健やかに育ち、だれもが笑顔にあふれ、安心・安全に暮らすことができるまちの実現」をめざしています。

西成特区構想^{注36}においても、地域の住民が主体となり、関係機関などと連携しつつ、人がにぎわい、活気あるまちづくりをめざしています。

本計画は、西成区将来ビジョン^{注6}や西成特区構想^{注41}などの関連する計画（ビジョン）と連携して取り組みをすすめていきます。

③大阪市地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、極めて公共性の高い団体として地域福祉を行政と一体的に連携^{注7}しすすめていく機関として位置づけています。

大阪市社会福祉協議会^{注8}では地域福祉を推進するため「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定していますが、内容は大阪市地域福祉基本計画^{注3}と理念や方向性を共有したものであり、大阪市と協力・連携し推進していくこととしています。

西成区においても西成区社会福祉協議会^{注9}（以下「区社協」という。）が「大阪市地域福祉活動推進計画」の理念のもと、西成区の地域福祉の推進に向け、区と協働し地域福祉を推進しています。

（３）計画期間

本計画の計画期間は、2019（平成 31）年度から 2021（平成 33）年度までの3か年とします。

（４）圏域の考え方

西成区では、活動の内容などによりさまざまな枠組み（圏域）がありますが、

本計画では、深夜や休日、災害発生直後などにおいても助け合うことができ、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい小地域を基本となる圏域として位置づけます。

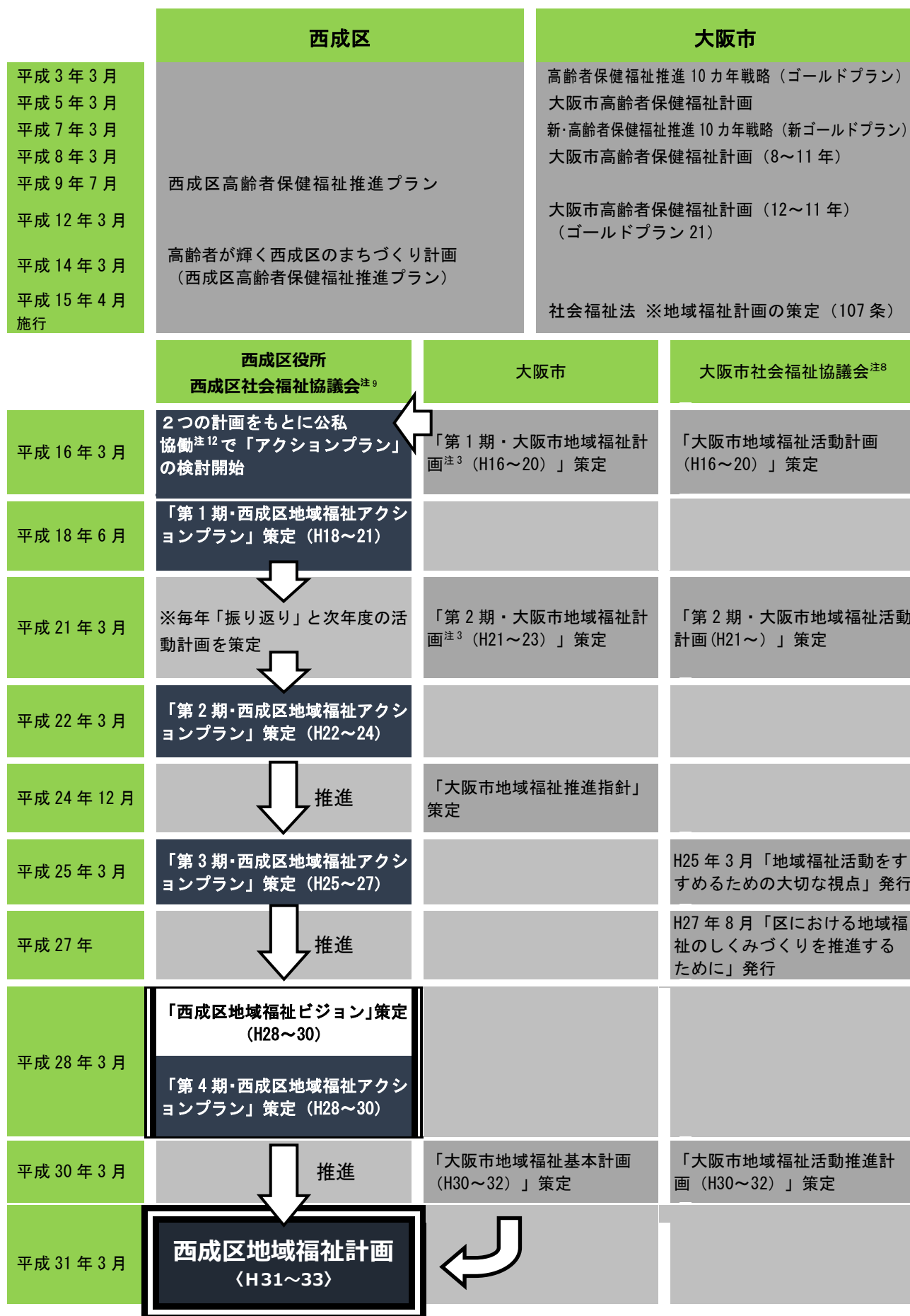
現在、西成区では16地域（連合振興町会^{注10}、地区社会福祉協議会^{注11}）があり、さまざまな取り組みは16地域を中心にすすめられています。児童の課題は中学校圏域で、高齢者の課題は4つの地域包括支援センターの圏域を中心に、障がい者の課題は区を一つの圏域として取り組まれています。今後も取り組みをすすめるにあたっては、これらの圏域を基本にすすめていくこととします。

（５）計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCA サイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握し、その成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取り組みをおこなうことが大切です。

「評価（Check）」・「改善（Action）」については、地域の方々や関係機関・団体の代表者や行政機関などの参加による「西成区地域福祉推進会議」において、計画推進の進捗状況の評価や「改善（Action）」について検討します。

2. これまでの経緯



3. 西成区における取り組み経過

(1) 西成区地域福祉アクションプランの取り組み

「西成区地域福祉アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」の目的は、地域の「支え合い」や「助け合い」のなかで、「人と人」「人と地域」「地域と地域」「地域と施設」など、さまざまな「つながり」を拡げていくことで、すべての区民が住み慣れた地域で安心・安全に暮せる「福祉による西成区のまちづくり」をめざすものです。

2004（平成 16）年3月に大阪市において、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮せるよう、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を果たし、ともに支え合う」という地域福祉を推進するため「大阪市地域福祉計画^{注3}」が策定され、同時期に大阪市社会福祉協議会^{注8}の「大阪市地域福祉活動計画（平成 16～20 年）」が策定されてきました。

西成区では、この二つの計画を基本に地域福祉の推進に向け、区の実情に合った区レベルの行動計画（アクションプラン）をいろいろな分野（医療関係、福祉施設関係者など）やたくさんの区民の参加を得るなかで、「住民主体の参画と協働による仕組みづくり」について話し合い、2006（平成 18）年6月に公私協働^{注12}による4ヵ年計画としての「西成区地域福祉アクションプラン」を策定しました。アクションプランでは、「すべての区民の権利擁護」「双方向の情報提供」「つながりづくり」「社会資源の充実」「安心・安全のまちづくり」をアクションプランの5つの「めざすこと」として、具体的な活動を始めることとなりました。

また、アクションプランを策定するにあたり、2002（平成 14）年より市内でも先駆的に取り組んできた「高齢者が輝く西成区のまちづくり計画（西成区高齢者保健福祉推進プラン）」の成果と課題をアクションプランに引き継ぎ、取り組みをすすめてきました。

アクションプランではさまざまな分野から多くの方に参加をいただき地域福祉を推進する原動力となる「つながり」をつくる・拡げる取り組みが着実に成果をあげてきました。第2期から第3期アクションプランでは、「新しい人の参加」「情報提供の充実」「地域活動の担い手の発掘、育成」にも取り組んできました。

さらに、2016（平成 28）年3月に策定された「西成区地域福祉ビジョン」に基づき、より具体的に地域福祉を推進する「第4期・西成区地域福祉アクションプラン」を2016（平成 28）年4月に策定し、「地域の福祉課題に対応した地域活動の推進」にむけ取り組みをすすめてきました。

今後も地域住民・働く人たち・団体・行政・関係機関などが役割を分担し、西成区の地域福祉の推進に向け公私協働^{注12}で取り組みます。

(2) 西成区地域支援調整チーム^{注13}の取り組み

大阪市では、市・区・小学校区を単位とする3層5段階^{注14}のネットワークにより、要援護者のニーズの発見から地域での見守り、課題発見から相談支援、関係機関への連絡調整など地域課題を地域で解決し、必要に応じて市政への要望などをおこなっていく「地域支援システム^{注15}」を構築し運用してきました。

地域支援システム^{注15}は、1991（平成3）年に地区ネットワーク委員会を基本とする高齢者地域支援システム^{注16}として取り組まれ、その後、2005（平成17）年からは、障がい者支援や子育て支援も視野に入れた総合的な地域支援システム^{注15}の構築へと拡充をはかってきました。

西成区では、2005（平成17）年に西成区高齢者サービス調整チーム^{注17}を発展的解消し、西成区地域支援調整チーム^{注13}が発足しました。西成区地域支援調整チーム^{注13}は、区内の保健福祉に関する関係機関により構成されたネットワークとして、代表者会議、実務者会議、福祉分野別に設置される専門部会及び課題検討をおこなう地域ケア会議から構成されています。また会議は、法令や市の施策により設置を求められた会議（又は協議体）に対応するなど区の実情に応じた工夫もおこなってきました。この会議を通じて明らかになった福祉課題のうち、全市的な施策に結びつける必要のあるものについては、西成区長が地域支援調整チームの座長として、市政への意見をおこなっています。

西成区地域支援調整チーム^{注13}の取り組みは、地域住民と地域団体と相談支援機関が連携して個別ケースの検討から地域の課題を取りまとめ、区の課題の解決に向けた取り組みをおこなっています。特に6つの中学校別の児童等地域別ケア会議（要保護児童対策地域協議会^{取44}）は、他区にはない特筆すべき成果です。

西成区では、高齢者、障がい者及び子育ての福祉分野別で専門的な取り組みをおこなってきましたが、複合的な課題を抱える人への支援については、他の福祉分野との連携が難しいといった『縦割り』の限界を克服することが課題となっています。さらに、国が示した地域共生社会^{注2}を実現するためにも分野を超えた『我が事・丸ごと^{注1}』の支援への転換が必要となっています。

地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データなどから見る西成区の現状

(1) 西成区の人口 …区の人口、世帯数の推移

区分			国勢調査			推計人口
			平成7年	平成17年	平成27年	平成30年
西成区	人口	総数	141,849	132,767	111,883	109,764
		男	79,769	78,039	64,639	63,306
		女	62,080	54,728	47,244	46,458
	世帯数（世帯）		74,021	78,995	69,225	69,711
	世帯人員（人）		1.92	1.68	1.62	1.57
	性比（女性＝100）		128.5	142.6	136.8	136.2
大阪市	人口（人）	総数	2,602,421	2,628,811	2,691,185	2,725,006
		男	1,278,212	1,280,325	1,302,562	1,315,742
		女	1,324,209	1,348,486	1,388,623	1,409,264
	世帯数（世帯）		1,105,351	1,245,012	1,354,793	1,412,983
	世帯人員（人）		2.35	2.11	1.99	1.93
	性比（女性＝100）		96.5	94.9	93.8	93.4

国勢調査によると大阪市では、世帯数・人口ともに増加傾向にあります。西成区では世帯数・人口の減少が続いています。男女比率は全国・大阪市ともに女性が高い割合となっています。西成区は男性が大きく上回っています。今後も西成区の持つ地域特性と地域福祉に関するニーズに対応する取り組みをすすめることが重要です。

(2) 少子高齢化 …高齢者及び年少人口の推移

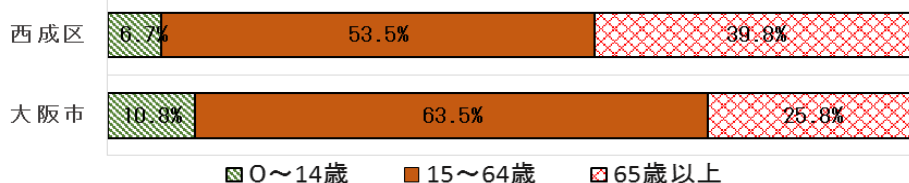
区分			国勢調査			推計人口
			平成7年	平成17年	平成27年	平成30年
西成区	人口	総数	141,849	132,762	111,883	109,764
		0～14歳	13,784	9,892	7,730	7,338
		15～64歳	102,799	81,816	57,633	58,738
		65歳以上	25,185	38,600	41,187	43,688
		年齢不詳	81	2,454	5,333	0
	構成比	0～14歳	9.7%	8%	7.3%	6.7%
		15～64歳	72.5%	62%	54.1%	53.5%
		65歳以上	17.8%	29%	38.7%	39.8%
大阪市	人口	総数	2,602,421	2,628,811	2,691,185	2,725,006
		0～14歳	351,859	315,143	295,298	293,702
		15～64歳	1,878,744	1,749,851	1,682,798	1,729,348
		65歳以上	365,883	529,692	668,698	701,956
		年齢不詳	5,935	34,125	44,391	0
	構成比	0～14歳	13.5%	12.1%	11.2%	10.8%
		15～64歳	72.2%	67.4%	63.6%	63.5%
		65歳以上	14.1%	20.4%	25.3%	25.8%

西成区の高齢化率は市内で最も高く、単身高齢者の世帯数も一番高くなっています。2015（平成27）年国勢調査では、65歳以上の世帯員がいる世帯で単身世帯の割合は68%となっています。区内の年少人口は市内で2番目に低く、出生率は一番低くなっています。少子化の流れに歯止めをかけ、人口増加につながる子育て支援を含めたまちづくりが今後必要です。また団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた取り組みも重要となってきます。

人口（平成30年）



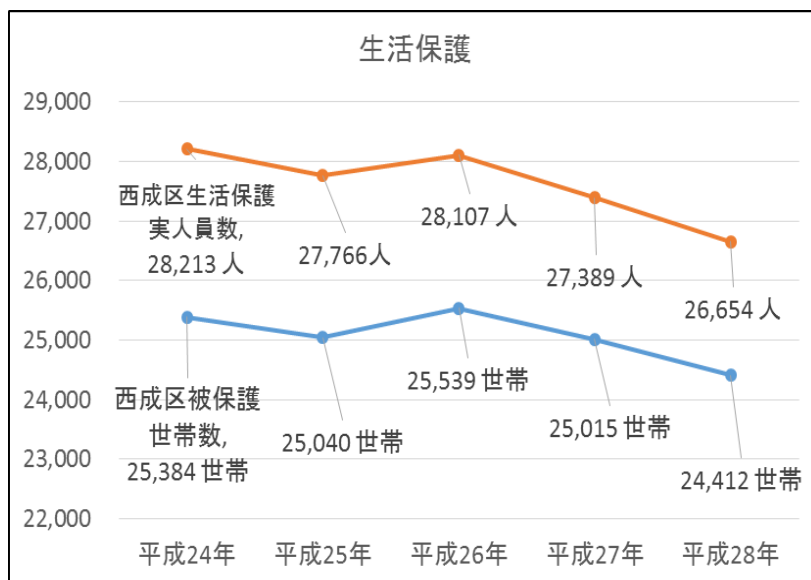
人口構成比（平成30年）



(3) 生活保護率 …生活保護受給世帯・人員の推移

(保護率：‰(パーミル))^{注18}

	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	保護率
西成区	世帯数(世帯)	25,384	25,040	25,539	25,015	24,412	239.7‰
	実人員(人)	28,213	27,766	28,107	27,389	26,654	
大阪市	世帯数(世帯)	118,592	118,253	117,611	117,309	116,158	53.5‰
	実人員(人)	152,748	151,220	149,118	147,327	144,625	



西成区の生活保護者数は、2000(平成12)年度に1万世帯をはじめて超え、2012(平成24)年には2万8千人となりました。2014(平成26)年以降は、減少傾向にあります。依然保護率は大阪市や全国平均に比べ非常に高い数値となっています。また西成区では、日雇労働者^{注19}の就労機会の減少や高齢化により保護受給となるケースも多く、その多くが単身世帯となっています。今後も地域活動への参加などを通じて、地域社会の一員として生きがいをつくる取り組みが必要です。

(4) 障がい者手帳所持者数 …身体・精神・療育の手帳所持者数の推移

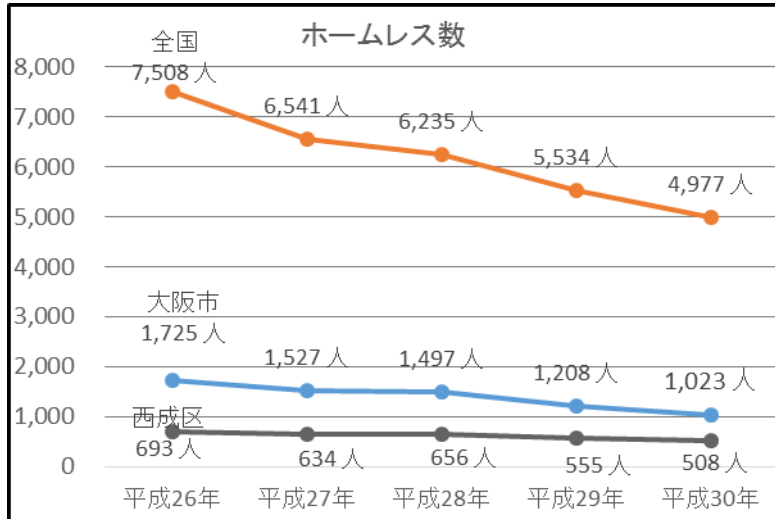
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障がい者手帳 交付台帳 登録者数	西成区(人)	12,115	11,987	11,672	11,469	11,249
	対人口比(%)	9.93	9.83	10.43	10.25	10.17
	大阪市(人)	135,730	136,421	137,293	137,414	137,856
	対人口比(%)	5.09	5.12	5.1	5.11	5.08
療育手帳 交付台帳 登録者数	西成区(人)	1,388	1,472	1,539	1,610	1,680
	対人口比(%)	1.14	1.21	1.38	1.44	1.52
	大阪市(人)	21,569	22,725	23,925	24,958	26,052
	対人口比(%)	0.81	0.85	0.89	0.93	0.96
精神障がい者保健 福祉手帳 所持者数	西成区(人)	2,343	2,511	2,607	2,749	2,839
	対人口比(%)	1.92	2.06	2.33	2.46	2.57
	大阪市(人)	25,486	27,731	29,741	31,637	33,624
	対人口比(%)	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24

大阪市では身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳^{注20}、それぞれの手帳の登録者・所持者数が年々増えています。西成区においては、療育・精神の登録者・所持者数が増加していますが、身体については減少しています。

身体障がいや周りから障がいと気づかれにくい発達障がい^{注21}や精神の障がいのある人ひとなどの多様なニーズに対応した適切な支援をすすめるため、身近な地域や関係機関が連携し取り組みをすすめることが重要です。障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療・保健・福祉が連携し支援する体制の構築が欠かせないものとなります。また、生活支援のための地域づくり・見守りや発見、震災や火事などの緊急時の助け合いなどのため、身近な地域でのつながりづくりも必要です。さらに円滑な情報の取得やコミュニケーションがはかれるよう、意思疎通を支援するとともに、課題や悩みを早期に発見し適切な対応がおこなえる通報窓口の周知や、緊急時の保護施設の確保やその後の生活に必要な対応がすすむよう関係機関の連携強化が必要です。

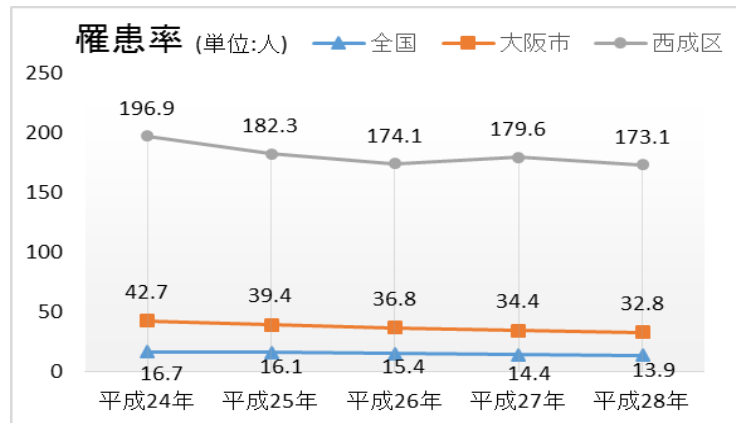
(5) ホームレス数 (ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査))

(単位:人)	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
大阪市	1,725	1,527	1,497	1,208	1,023
全国	7,508	6,541	6,235	5,534	4,977
西成区	693	634	656	555	508



(6) 結核患者数 (単位:人)

	年次	人口	登録者数	新登録患者数	罹患率
全国	平成 24 年	127,515,000	52,173	21,283	16.7
	平成 25 年	127,298,000	49,814	20,495	16.1
	平成 26 年	127,083,000	47,845	19,615	15.4
	平成 27 年	127,095,000	44,888	18,280	14.4
	平成 28 年	126,933,000	42,299	17,625	13.9
大阪市	平成 24 年	2,677,375	2,623	1,142	42.7
	平成 25 年	2,683,487	2,426	1,058	39.4
	平成 26 年	2,686,246	2,353	988	36.8
	平成 27 年	2,691,742	2,123	925	34.4
	平成 28 年	2,702,033	1,861	887	32.8
西成区	平成 24 年	120,352	519	237	196.9
	平成 25 年	119,560	483	218	182.3
	平成 26 年	118,338	445	206	174.1
	平成 27 年	111,938	413	201	179.6
	平成 28 年	110,925	381	192	173.1



1990年代初めのバブル経済の崩壊、そして2008（平成20）年のリーマンショックなど、長引く不況は、日雇労働者^{注19}はじめ多くの失業者を生み出し、全国的にホームレスが問題となりました。

大阪市では、「大阪市ホームレスの自立の支援などに関する実施計画」に基づき、相談員が現地を訪問し、相談や自立に向けての支援をおこなう取り組みや、就労意欲のある方には、宿泊所と食事を提供し、職業相談・紹介などをおこなう、就労自立を支援する自立支援センター事業などをおこなっています。

あいりん地域では、依然野宿生活を余儀なくされる日雇労働者などが多い状況にあることから、宿泊場所の提供や生活相談、健康相談などを通じた必要な施策への連携、就労に向けた技術取得のための講習会の実施や就労機会の創出など、総合的な自立促進に向けた事業をおこなっています。

西成区では、結核の罹患率^{注22}（人口10万人当たりの新登録者数）が年々低下していますが、全国的に見ても依然高い数値となっています。

区の取り組みとして、結核の早期発見のため2012（平成24）年に区役所内に保健師・放射線技師・事務職員で構成する「結核対策チーム」を設置し、生活保護新規申請者や65歳以上の高齢者を対象とした結核健診を実施しています。またDOTS[※]やその悩みの共有や服薬意義を確認することで、服薬中断の防止をはかっています。

現在、これまで労働福祉センター付近で月3回程度実施していた健診をあいりん地域内でおこなっています。

また、西成区保健福祉センター分館では福祉部門との連携強化をはかり、区の結核事情の改善に取り組んでいます。引きつづきあいりん地域をはじめとする西成区の結核事情の改善をはかる必要があります。

（※ 服薬を直接確認する結核短期療法）^{注23}

(7) 認知症高齢者^{注24}などの数（日常生活自立度「自立・Ⅰ」+「Ⅱ以上」（年齢別））

平成 30 年 4 月 1 日現在 (単位:人)		居宅								
		自立・Ⅰ			Ⅱ 以上 【認知症高齢者など】			計 (「自立・Ⅰ」+「Ⅱ 以上」)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
西成区 〔人口〕 計:109,898 男:63,405 女:46,493	総数	4,075	3,371	7,446	1,874	1,482	3,356	5,949	4,853	10,802
	人口比	6.43%	7.25%	6.78%	2.96%	3.19%	3.05%	9.38%	10.44%	9.83%
	40～64	188	73	261	62	23	85	250	96	346
	65 以上	3,887	3,298	7,185	1,812	1,459	3,271	5,699	4,757	10,456
	65～74	1,497	641	2,138	523	174	697	2,020	815	2,835
	75 以上	2,390	2,657	5,047	1,289	1,285	2,574	3,679	3,942	7,621
全区 〔人口〕 計:2,716,989 男:1,312,273 女:1,404,716	総数	32,337	58,159	90,496	14,355	26,578	40,933	46,692	84,737	131,429
	人口比	2.46%	4.14%	3.33%	1.09%	1.89%	1.51%	3.56%	6.03%	4.84%
	40～64	1,453	1,171	2,624	486	337	823	1,939	1,508	3,447
	65 以上	30,884	56,988	87,872	13,869	26,241	40,110	44,753	83,229	127,982
	65～74	8,173	8,408	16,581	2,774	2,211	4,985	10,947	10,619	21,566
	75 以上	22,711	48,580	71,291	11,095	24,030	35,125	33,806	72,610	106,416

大阪市では、だれもが地域で自分らしく暮らしつづけることができる社会の実現をめざし、認知症の早期の発見・診断・支援体制構築のための「認知症初期集中支援推進事業」を実施しています。西成区においても玉出地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症初期集中支援推進事業を進めています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしつづけられるために、支援チームは認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成され、本人や家族、民生委員、介護関係職員などからの相談を受け、チーム員が家庭訪問をおこなっています。認知症はとても身近な病気であり、だれもが認知症の人を支える側として、また、認知症の当事者として、住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができる地域づくりに向け取り組みをすすめる必要があります。

本表における「認知症高齢者^{注24}数」は、要介護認定において「何らかの介護・支援を要する認知症がある高齢者など」とされる「認知症高齢者^{注24}の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としています。

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱ a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

「だれもが安心して暮らしつづけられる地域づくり」

基本理念の考え方

西成区においては、西成区地域福祉アクションプランと西成区地域支援調整チーム^{注13}のこれまでの取り組みの成果を活かしながら、区の実情に応じた「地域共生社会^{注2}」の実現をめざし、次の3つの考え方を基本に、地域福祉推進の取り組みをすすめます。

考え方① 「つながり・支え合うことができる地域づくり」

地域福祉でもっとも大切なことは、住民のみなさんの主体的な地域づくりへの参加です。そして、住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという「主体的な姿勢」を持つとともに、地域のさまざまな課題を地域の中で解決していくための「話し合いの場」を作っていく必要があります。

また、それに加えて、区役所、住民、社会福祉法人、NPO、福祉事業者、企業などのさまざまな活動主体が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを拡げていくことも重要です。

主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することで地域の課題が解決できるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスやさまざまな活動主体などがうまく連携していく福祉コミュニティ^{注25}を形成していくことをめざします。

考え方② 「すべての区民の権利擁護」

地域には、社会的援護^{注26}を必要としているにもかかわらず、支援につながらず孤立している人々があります。そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症高齢者^{注24}や知的障がい者^{注27}など判断能力が不十分な人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自らの意思が尊重され、自己実現が可能となる権利擁護の仕組みが大切です。

社会的援護を必要としている人々^{注26}を孤立させることなく、当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

考え方③ 「安心・安全のまちづくり」

日ごろから身近な地域でつながりをつくっておくことは、犯罪を生じさせない環境づくりの基本であり、災害時に助け合う大きな力となります。これまで経験してきた災害などから、そのような時こそ地域コミュニティがより大切であり、日ごろからの地域福祉の推進が重要であると考えます。

実際に災害が発生した時に、高齢者や障がい者などの避難行動時に支援が必要となる人へどう対応するか、「災害が起こった時にどうすればいいのか」は、「普段の日常生活を地域でどのように支えているか」がとても重要になります。対応を迅速かつ的確におこなうために、行政だけでなく、身近な地域のみなさん方が普段から、そのような人を適切に把握しておくことが必要です。

地域福祉活動の充実が、日常の安心・安全につながり、結果として災害対応力を高めるものとなるように取り組みをすすめていきます。

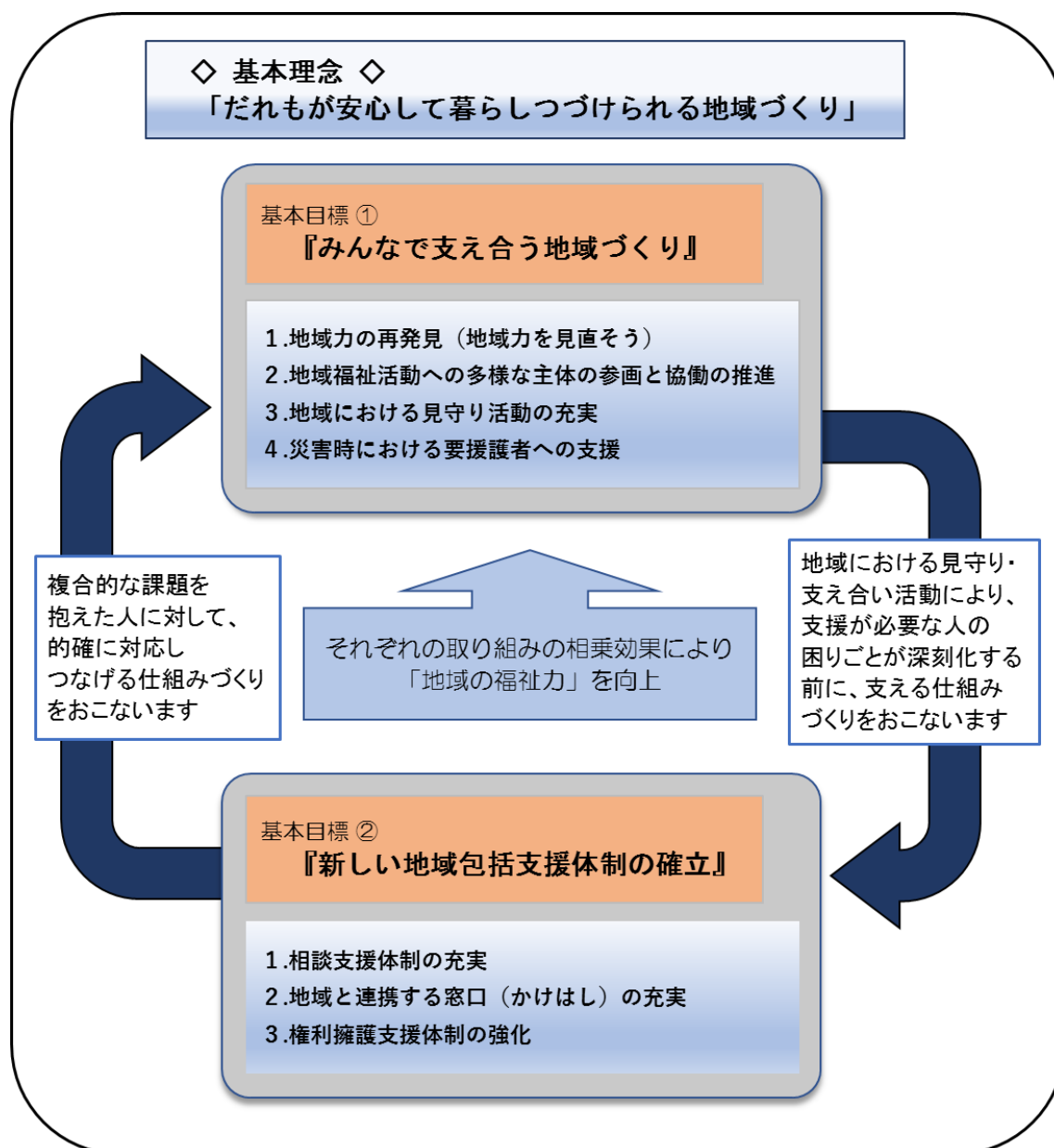
2. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、次の2つを基本目標に掲げます。

お互いがお互いの存在を認め合い支え合うことが大切です。地域で孤立せず、その人らしい生活を送れるような、「みんなで支え合う地域づくり」をすすめます。

あわせて、支援を必要とする人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤とした「新しい地域包括支援体制の確立」をめざします。

基本目標① と 基本目標② の関係性（イメージ図）



□ 基本目標① 「みんなで支え合う地域づくり」

1. 地域力の再発見（地域力を見直そう）～住民主体の地域づくり～

《取り巻く状況》

地域福祉活動は、住民の身近な生活圏域である小地域で取り組まれているさまざまな活動が基本となります。近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がつくことや、多くの人に共通する悩みごとがわかるきっかけともなります。

しかしながら、少子高齢化のさらなる進展、マンションなどの集合住宅や外国人住民の増加といった社会環境の変化に加えて、人々の生活様式や価値観の多様化がすすみ、同じ地域で暮らす人々の近所づきあいは少なくなり、身近な地域での「つながり」が希薄化しています。

孤立死^{注28}や認知症高齢者^{注24}に関する見守りの取り組みなどは、地域の力なくしては成り立たないものであり、さらには子育て層などとの世代間交流、こどもの居場所づくり、ひきこもりや虐待への対応など、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることが多くあります。

そのため、若い世代やマンションなどの集合住宅に暮らす住民など、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

また、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向けて取り組むことが大切です。

これまで地域では住民の主体的な活動として高齢者食事サービス^(取1)やふれあい喫茶^(取2)、子育てサロン^(取3)、こども食堂^(取4)など地域における居場所づくりがすすめられ、民生委員児童委員協議会や地区ネットワーク委員会などによる見守り^(取6)・支え合い活動も取り組まれています。

また、地域活動協議会や連合振興町会^{注10}、地区社会福祉協議会^{注11}などにより、地域の夏祭りや運動会、もちつき大会やこどものイベントなど、さまざまな地域交流行事や防災訓練、防犯活動などにも取り組まれてきました。

さらに、西成区では地域福祉アクションプランにより、だれもが気軽に参加できる活動やイベントの開催などを通して、さまざまな「つながり」を拡げていく活動を展開し、地域福祉活動への参加のきっかけづくりや、こどもと共に活動に参加できる環境を整えてきました。

《これまでの主な取り組み》

- ・ 高齢者食事サービス^(取 1)（ふれあい型）
- ・ ふれあい喫茶^(取 2)
- ・ 子育てサロン^(取 3)
- ・ こども食堂^(取 4)
- ・ 民生委員児童委員協議会や地区ネットワーク委員会による見守り活動^(取 6)
- ・ 隣保館などによる活動^(取 11)
- ・ バルーンアートを通じた世代間交流^(取 45)
- ・ 生活支援体制整備事業^(取 25)
- ・ 地域ごとの安心・安全マップづくり^(取 46)
- ・ 赤ちゃんの駅^(取 47)の取り組み
- ・ おでかけサポートグッズ^(取 48)
- ・ いまみや愛マップ^(取 49)
- ・ おでかけナビ^(取 50)
- ・ めんばーず協賛金活動^(取 51)
- ・ アクションプラン通信にしなり「かけはし」の発行^(取 52)
- ・ 地域活動への参加モデル事業^(取 53)
- ・ 単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業^(取 38)
（ひと花プロジェクト）

《取り組みの方向性》

(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくりと地域福祉活動への参加の促進

あらゆる世代の住民に対して、地域での支え合い、助け合いの意識づくりをすすめるとともに、地域福祉活動への参加の促進と、新たな活動の担い手づくりに取り組みます。

(2) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。また、地域のみでは解決が難しい課題などについては、福祉専門職や行政につなげる仕組みづくりをすすめます。

(3) 専門職による地域福祉活動への支援

住民主体の地域福祉活動を区役所と区社協^{注 9}が連携しながら支援をすすめつつ、地域の情報やニーズとともに個々に課題を抱えた住民を発見する場として展開されてきたさまざまな取り組みを活用し、包括的な相談の場になりうる仕組みへと取り組みをすすめます。

- ・ 小地域ごとの地域課題やニーズ把握、地域課題の共有と解決に向けた

活動の推進

- ・身近な地域における支え合い、助け合いの意識づくり
- ・ボランティアなど活動者の育成支援
- ・生活支援コーディネーター^{注29}による地域資源、生活支援サービスの開発

2. 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

《取り巻く状況》

近年、町会などの地縁団体では加入率の低下や役職の担い手不足など、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況もあります。

一方で、区内には専門的な知識やノウハウを有し、福祉の増進をはかっているボランティア団体や社会福祉法人、NPO、福祉事業者が多く存在しています。

さらに、企業や個人事業主においてもボランティア活動や地域福祉活動に取り組むなど、社会の課題解決に積極的に参加する考え方が浸透してきています。

すでに地域では、ふれあい喫茶^(取2)などへ相談支援機関が出向き、健康相談をおこなったり、社会福祉法人による居場所づくりやこども食堂^(取4)を地域と協働で開催するといった取り組みがおこなわれています。

また、こどもから大人まで、福祉の心を育む機会として福祉教育を重ねることで、地域福祉活動の担い手の発掘、育成につなげていくことが重要です。

地域福祉活動の推進には、社会福祉法人や企業などの団体と地域住民や地縁団体、行政といった多様な主体が、別々に活動するのではなく、お互いの立場や役割を理解し、協働のもと地域の福祉活動に取り組んでいくことが必要です。

《これまでの主な取り組み》

- ・西成区社会福祉施設連絡会の取り組み^(取26)
- ・わが町にしなり子育てネットの取り組み^(取12)
- ・区社協ボランティア・市民活動センターによる市民活動への参加促進^(取27)
- ・生活支援体制整備事業の取り組み^(取25)
- ・『ほっと！ネット西成』の取り組み^(取13)
- ・こども食堂^(取4)
- ・アクションプラン通信にしなり「かけはし」の編集委員会^(取54)
- ・バルーンアートファンクラブ^(取55)
- ・ちいき☆ふれあい交流会^(取56)
- ・ちいき☆ふれあい交流展示会^(取57)
- ・福祉教育パネルの作成^(取58)
- ・防災協力事業所登録制度^{注30}における平常時の協力^(取31)
- ・ライフライン事業者などによる孤立死^{注28}防止の取り組み^(取14)
- ・アクションプラン区民フォーラムの取り組み^(取59)

《取り組みの方向性》

多様な主体の参画を促し、協働を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しをおこなう事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

- ・16 地域（連合振興町会^{注10}、地区社会福祉協議会^{注11}）ごとの地域課題やニーズ把握、課題の共有と解決に向けた活動の推進
- ・ボランティア・市民活動センターによる、企業などの社会貢献活動の推進
- ・社会福祉法人の地域での公益的な取り組みの推進
- ・教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

3. 地域における見守り活動の充実

《取り巻く状況》

見守り活動は、住民同士がつながり合うきっかけであり、ともに支え合って暮らしていくことができる地域づくりをすすめていくうえで、身近でかつとても重要な取り組みです。

西成区は、高齢化率及び単身高齢者の割合も大阪市の中で最も高く、また障がい者手帳^{注20}の所持者数も多く、介護や支援を必要とする人の割合が増加しています。

また、子育て世代においては、育児不安やストレスを抱えている親、孤立した子育て家庭が増加傾向にあります。そこで、地域において支援が必要な人の見守りをしたり、ちょっとした手助けをしたりと「支え合い」「助け合い」活動の拡がりが必要となっています。さらに認知症高齢者^{注24}などや社会的に孤立しているため支援につながりにくい方を早期に発見する仕組みの構築が必要です。

また、普段の見守り活動から顔の見える関係づくりをすすめていくことで、平常時からの災害時の備えとしておくことが重要です。

《これまでの主な取り組み》

- ・民生委員児童委員協議会や地区ネットワーク委員会による見守り活動^(取6)
- ・民生委員・児童委員による友愛訪問^(取7)
- ・高齢者食事サービス^(取1)
- ・ふれあい喫茶^(取2)
- ・子育てサロン^(取3)
- ・愛のひと声運動^(取8)
- ・こども食堂^(取4)
- ・登校時見守り活動^(取9)

- ・ 認知症カフェ^(取 15)
- ・ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業^(取 28)
(認知症高齢者^{注 24}などの行方不明時の早期発見など)
- ・ にしなりジャガピーパーク^(取 16)
- ・ こども 110 番の家^(取 5)

《取り組む方向性》

- (1) 普段の生活の中での「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」ことなどから、同じ地域で暮らす住民が出来るだけ早い段階で、ちょっとした変化に気づき、必要な支援へとつながるよう取り組みをすすめます。
- (2) 災害時の避難支援を視野に入れた「西成つながり名簿^{注 31}」を地域で活用した効果的な見守り活動の充実
- (3) こどもに対する登下校時の見守り体制の強化

《トピックス》

だれもが安全・安心に暮らせる地域社会の実現及び、災害時の避難支援を視野に入れた「地域ぐるみの助け合い」を地域と一緒に取り組みます。そのひとつとして地域住民と一緒に「西成つながり名簿^{注 31}」を活用した見守り活動を広げるワークショップの開催を区社協^{注 9}とともに支援しています。

また、各地域の特性を活かした既存の活動や取り組みを、より多くの住民の方々にも知っていただくため、また、地域と専門相談窓口をつなぐ場として区民フォーラム^(取 59)などを開催し「みんなが支え合う地域づくり」をすすめています。

4. 災害時における要援護者への支援

《取り巻く状況》

西成区は、老朽化した住宅などが密集した地域が広い範囲におよび、高齢者、寝たきりの方、障がいのある方など援護を要する方も多く居住されています。

2011（平成 23）年の東日本大震災および 2016（平成 28）年の熊本大震災の発生においても高齢者や障がい者などが避難所に行くことができなかった事例が報告されているなか、西成区においても南海トラフを震源とした地震による被害が想定され同様の事例が懸念されます。そこで、災害時において被害

を最小限にとどめるためには、「自分の命は自分で守る（自分たちの命は自分たちで守る）※P20 参照」ことを基本としながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちで、あらゆる世代の地域住民による日ごろからの見守りや声かけ活動が重要となります。

また、災害時に備えた平常時からの顔の見える関係づくりが重要であることから、「西成つながり名簿^{注31}」を活用した地域の見守り活動をすすめていく必要があります。

※ 災害時には、日ごろからの備えが大切です。

いざ災害が起こった時に、助かるための備えをしておくことが大切です。隣近所や身近な人と常日ごろより関係を築いておくことや、支援者の方がおられるのであれば災害時の支援を依頼しておくことなど、事前の準備が大切です。また、災害時に自ら避難することが困難な方も、日常の中で隣近所や身近な人、支援者の方などに支援の依頼をおこなっておくことや、常備薬や生活必需品などの常備とともに保管場所などを伝えておくことも重要です。

《これまでの主な取り組み》

- ・「西成区地域防災計画」の推進^(取 32)
- ・西成区災害ボランティアセンターの開設、設置・運営^(取 29) など
- ・地区防災計画作成の推進^(取 33)
- ・区民への防災啓発^(取 34)
- ・地域防災力の強化^(取 35)
- ・福祉避難所の確保、充実^(取 36)
- ・防災協力事業所登録制度^{注 30}の拡充^(取 37)
- ・災害時に支援が必要な人の把握と日ごろの見守り活動の推進
(地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業^(取 30))

《取り組みの方向性》

- (1) 地域におけるつながりの希薄化がすすんでおり、日ごろより要援護者が孤立することなく、身近な地域の人々とつながる仕組みを充実させることにより、災害時における要援護者支援につなげます。
- (2) 区内の社会福祉施設関係者や事業者、学校などとの連携をすすめます。

□ 基本目標② 「新しい地域包括支援体制の確立」

1. 相談支援体制の充実

《取り巻く状況》

西成区では、高齢者、障がい者及び子育て（児童・ひとり親）といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実をはかってきました。

しかし、少子高齢化、単身世帯の増加、低賃金の非正規雇用労働者、いわゆるニートやひきこもり、制度による支援を受けられない若者たちの増加、地縁・血縁の希薄化などがすすみ、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯（以下「複合的な課題を抱えた人」という。）では、既存の仕組みだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援をおこなう、相談支援体制の充実が求められています。

《これまでの主な取り組み》

- ・ 地域包括支援センター・ランチによる相談業務^(取 17)
- ・ 老人福祉センターでの相談業務^(取 18)
- ・ 障がい者基幹相談支援センター事業^(取 19)
- ・ 西成区子ども・子育てプラザの相談業務^(取 20)
- ・ 認知症初期集中支援推進事業（にしなりオレンジチーム）^(取 21)
- ・ 地域における要介護者の見守りネットワーク強化事業^(取 30)
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業^(取 22)
- ・ 生活困窮者自立支援事業（はぎさぽーと）^(取 39)
- ・ 西成区こども生活・まなびサポート事業^(取 40)
- ・ 高齢者等地域ケア会議^(取 42)
- ・ 障がい者自立生活支援調整協議会の取り組み^(取 43)
- ・ 要保護児童対策地域協議会の取り組み^(取 44)

《取り組みの方向性》

(1) 複合的な課題を抱えた人を支援するために、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者が集まる「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な「相談支援体制の整備」をはかります。

(2) 相談支援機関の職員などの福祉人材について、多様な福祉ニーズに対する確に対応できるよう、担い手の育成・支援に努めます。

《トピックス》

西成区では、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」^(取 44)（以下「要対協」という。）を設置する前から、あいりん地区（今宮地区）と梅南地区・鶴見橋地区で、地域団体が主体となって実務者によるケース会議がおこなわれていました。その後、2004（平成 16）年の児童福祉法改正により、当区においても要対協を設置することとなり、6つの中学校区ごとにケア会議を設置し、これを国が定める実務者会議と位置付け、代表者会議については、「児童虐待防止・子育て支援連絡会議」としました。

2014（平成 26）年度からは、こども青少年局の「要保護児童対策地域協議会機能強化事業」により、年間計 18 回（1 中学校区に 3 回ずつ）、児童虐待防止協会からスーパーバイザーの派遣を受けています。

こうしたケア会議の取り組みは、主任児童委員をはじめとした参加者の専門性の向上につながり、地域の課題に対して参加者自らがこども食堂^(取 4)を開設するといった取り組みにつながっています。

2. 地域と連携する窓口（かけはし）の充実

《取り巻く状況》

地域住民が、普段の地域活動や見守り活動を通じて、複数の福祉的な課題を有しているにもかかわらず、制度による支援やサービスが届いていない孤立した世帯などを発見した時は、相談支援機関や行政などの福祉専門職による相談や支援につなぐことが必要になります。

このように、地域における見守り活動と相談支援機関や福祉専門職が連携する仕組みづくりとその強化を継続しておこなう必要があります。これらの取り組み全体を「かけはし」と称し、地域からも相談支援機関からも支援が必要な方について相談や連携ができるようにしていく必要があります。

《これまでの主な取り組み》

- ・ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業^(取 30)
- ・ 地域における気づきとつなぎと場の活動^(取 10)

《取り組みの方向性》

(1) 地域から相談支援機関への「かけはし」

民生委員・児童委員や地域ネットワーク委員など地域における見守り活動を担っている方々が、複合的な課題を抱える人や SOS を発することが困難な

世帯などに気づき、より専門的な相談や支援を必要とした場合は相談支援機関や行政などの福祉専門職に「つなぐ」活動が重要となります。

その際、相談を受けとめる相談支援機関や福祉専門職はそれぞれの制度や対象を限定することなく、各機関が連携して対応し、地域住民がどこに相談すればよいか迷うことがないようにすることが重要となります。

(2) 相談支援機関から地域への「かけはし」

地域において自ら相談できない、孤立死^{注28}のリスクが高い人などに対しては、「見守り相談室」の見守り支援ネットワーカーが地域に出向き、専門的に支援する機関などにつながります。

また、地域包括支援センターやランチの相談員は、地域が主催するふれあい喫茶^(取2)や高齢者食事サービス^(取1)など、地域住民が集う場に出張して相談活動をおこなっています。さらに警察署や消防署も地域に出向いて広報・啓発に努めています。

これらの相談や支援を通じて、複合的な課題を抱えることにより制度のはざまに陥るなどより支援が困難な人や世帯に対しては、区保健福祉センターが中心となり、必要に応じてさまざまな分野の相談支援機関や地域の関係者を招集し、支援策を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用して相談支援機関・地域・行政が協働し支援します。

(3) 気づいた困りごとを話し合う場

住民の見守り活動がおこなわれる中での気づきや悩みなどを持ち寄り、お互いに助言し合うことは、活動の意義を共有し、視点を学び合うことにつながります。さらに定期的な情報共有により、異変があれば早期に気づくことが出来るメリットもあります。また、地域と福祉専門職との接点をつくり、連携を促進する場にもなります。

このような地域の「気づき」と、気づいた困りごとを相談支援機関や福祉専門職へ「つなぐ」ために、住民と福祉専門職が「話し合う」場があることが重要です。

3. 権利擁護支援体制の強化

《取り巻く状況》

年齢や性別、国籍、身体的状況といった外見的な違いだけでなく、価値観や生き方などの違いをも尊重し、あらゆる人がその個性を生かして自分らしく生きることが尊重する社会をめざした取り組みを推進する必要があります。

このような中、2016（平成 28）年には、人権に関する法律として、「障害

を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)の3法が施行されています。これらは、一人ひとりが人権意識を高め、日常生活の中でお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会の実現をめざすことを目的としています。

しかしながら、高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心・安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止や権利擁護に関する取組みをさらに推進することが必要です。

すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取組みをすすめていく必要があります。とりわけ認知症や知的障がい^{注27}、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度^{注32}の利用促進など権利擁護に関する取組みの推進が必要となっています。

《これまでの主な取組み》

- ・成年後見制度^{注32} 利用支援事業の実施^(取23)
- ・「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の推進^(取24)
- ・市民後見人^{注32} の養成や活動支援
- ・西成後見の会による啓発活動^(取60)
- ・成年後見制度^{注32} の広報啓発^(取61)
- ・西成区地域福祉アクションプランの取組み^{※(取62)}
- ・あったかハートフェスティバルの取組み^(取41)
- ・ちいき☆ふれあい交流会^(取56)
- ・ちいき☆ふれあい交流展示会^(取57)
- ・福祉教育パネルの作成^(取58)

《取組みの方向性》

(1) 虐待防止の取組み

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育などの関係機関、専門職などの関係団体、行政機関の連携は非常に重要です。

障がい者・高齢者虐待防止連絡会議において、関係機関が高齢者、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。

また、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援をはかるための要保護児童対策地域協議会^(取44)において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。

(2) 成年後見制度^{注 32}の利用促進

認知症や知的障がい^{注 27}、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人^{注 32}などが、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理をおこなうことで、その人の生活や財産を守る成年後見制度^{注 32}の利用促進に取り組みます。

(3) あんしんさぽーと事業^{注 29}（日常生活自立支援事業）の実施

社会福祉法に基づく福祉サービスとして区社会福祉協議会（権利擁護センター^{注 33}）が認知症や知的障がい^{注 27}、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用援助に取り組みます。

(4) 人権尊重の取り組み

同和問題（部落差別）や、外国籍住民、高齢者、障がい者、子ども、女性、LGBT^{注 34}などのさまざまな人権課題の解消に向けて、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

さらに、お互いの人権を尊重した社会の実現をめざし、ヘイトスピーチ解消法や部落差別解消法に基づき、ともに生きる社会の実現に向けた取り組みをすすめることも重要です。

また、障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消条例（略称）についての周知をおこなうなど、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みをすすめます。

《トピックス》

西成区では地域福祉アクションプラン（第1～4期）の「めざすこと」である「すべての区民の権利擁護^{（取 62）}」の取り組みの方向の一つとして「成年後見制度^{注 32}の受皿づくりと啓発」を掲げ、地域の成年後見活動に関わっている関係機関・団体などとの協力・連携をはかり、「西成後見の会」や「西成の権利擁護を考える会」などによる積極的な広報・啓発活動とも協働してきました。

こうした権利擁護を支える制度の啓発や担い手の養成の活動を推進していく必要があります。